

第1章 助け合い活動、たすけあいの会について

1. たすけあいの会って何？

「助け合い活動」とは、日常生活のちょっとした困りごとや、困っている人の生活を支援するための家事援助などを近隣の住民同士で行う活動を指しています。この「助け合い活動」を実践している人たちが集まって、活動を円滑に行うために立ち上げた団体を



を「たすけあいの会」と呼んでいます。（本市の「たすけあいの会」の中には「助け合い活動」だけにとらわれず、ミニデイサービスなどを実施している団体もありますが、このマニュアルでは「助け合い活動」について記述します。）

「助け合い活動」は、基本的には普段の家事の一部をご近所で行うため、専門的なことは必要としません。（中には資格を取って活動している方もいます。）そのため、「お互いさま」という気持ちと少しの時間的な余裕があれば、どなたでも活動することができます。

少し前までは、「向こう三軒両隣」といったような近所付き合いがあり、自然とお互いが助け合う交流ができていました。しかしながら、近年では急激な核家族化や、プライバシーの確保などの理由から近所付き合いが少なくなっています。そのため、病気になった時や、ちょっと困ったことなどをご近所に頼んだり、頼まれたりといったことが少なくなっているように思います。そこで、今、お隣同士で助け合うことを基本とした「助け合い活動」が見直されているのです。また、「助け合い活動」はボランティア活動と捉えることができますが必ずしも無償なわけではなく有償で実施しているケースもあります。高齢化が進むにつれ、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているため、「助け合い活動」に対するニーズは年々高まっています。

2. 船橋市の現状はどうなっているの？

では、本市には現在幾つ位の「たすけあいの会」があるのでしょうか。現在、船橋市社会福祉協議会が把握している家事援助の活動実績のある「たすけあいの会」は36団体で、その規模や仕組みも実に様々です。平成3年頃から少しずつ会ができ始め、平成12年に地区社会福祉協議会（以下、地区社協）がスタートして以降、「たすけあいの会」も倍増しました。どこが中心となって立ち上げたかという点で見ると、地区社協が主体となって、町会・自治会が主体となって、または、それ以外の個人やボランティアグループが主体となって立ち上げたところの3つに分けることができます。



対象となる世帯は、地区社協が立ち上げた「たすけあいの会」の場合には300～17,000世帯ですが、町会・自治会やその中の有志の方で立ち上げた団体であれば、100世帯前後が対象となっているケースもあります。

利用料については、依頼者が料金を負担する有償の団体が多く、さらに有償の団体の多くはボランティアがいくらかの対価を受け取る方式をとっています。

実際の活動内容としては、従来からの掃除・片付け、草取り・枝払いなどの庭の手入れ、買い物などの依頼の他に、話し相手や見守り支援などの依頼が多くなってきています。

本市では地域の活性化を支援するために、地域福祉課に2名の「地域福祉支援員」と地区社協に1名ずつ「生活支援コーディネーター（平成27年度は5地区配置、将来的に全24地区に配置予定）」を配置しています。助け合い活動の立ち上げ支援や、地区コミュニティに出向き、地域の情報収集や市民要望・意見の吸い上げなどを行い地域の活性化を支援します。

地域活動や生活支援コーディネーターに関するご相談がある場合は、

地域福祉課 地域福祉支援員 Tel 047-436-2314
船橋市社会福祉協議会 Tel 047-431-2653

